

第6章 介護費用と保険料

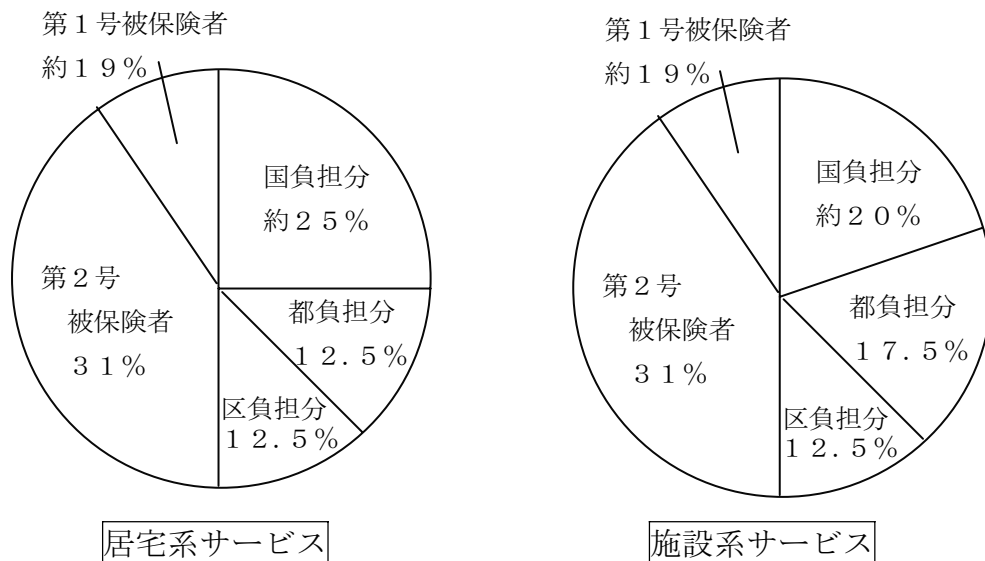
この章は、介護保険事業計画として必要な介護給付費等のサービス見込量の推計及びそれに基づく第1号被保険者保険料等の内容を記述し、保険料及び利用料についての負担軽減対策をとりまとめています。

1 介護費用

(1) 費用の負担割合

介護保険の運営にかかる費用（介護給付費や地域支援事業費等）のおよそ半分は公費、残る半分は保険料で賄われます。公費のうち居宅系サービス分は、国が約25%、都と区がそれぞれ12.5%を負担し、施設系サービス分は、国が約20%、都が17.5%、区が12.5%を負担します。保険料負担の割合は、平成18年度から平成20年度においては、第1号被保険者が約19%を負担し、第2号被保険者が31%を負担することになっています。

【図表】6-1 介護保険の運営にかかる費用の負担割合



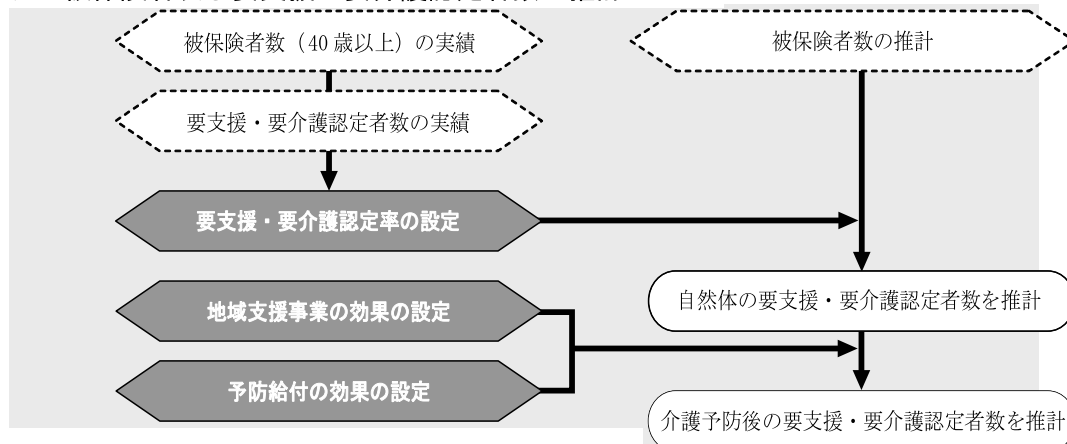
注) 施設系サービスの都負担分については、三位一体改革において負担割合が見直され、都道府県の権限・財源が明確にされました。なお、第2期介護保険事業期間では、費用負担割合は居宅系サービスと同一となっていました。

注) 第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、事業期間ごとに全国ベースの人口比率で定められます。なお、第2期介護保険事業期間での負担割合は、第1号被保険者約18%、第2号被保険者32%でした。

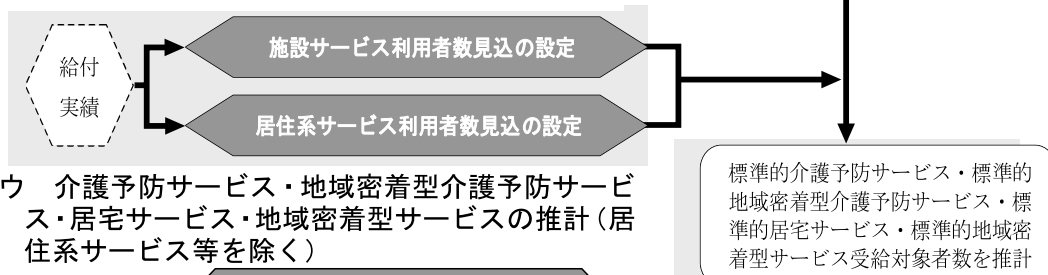
(2) 介護給付費の見込

① 介護給付費等のサービス見込量の推計手順 【図表】6-2

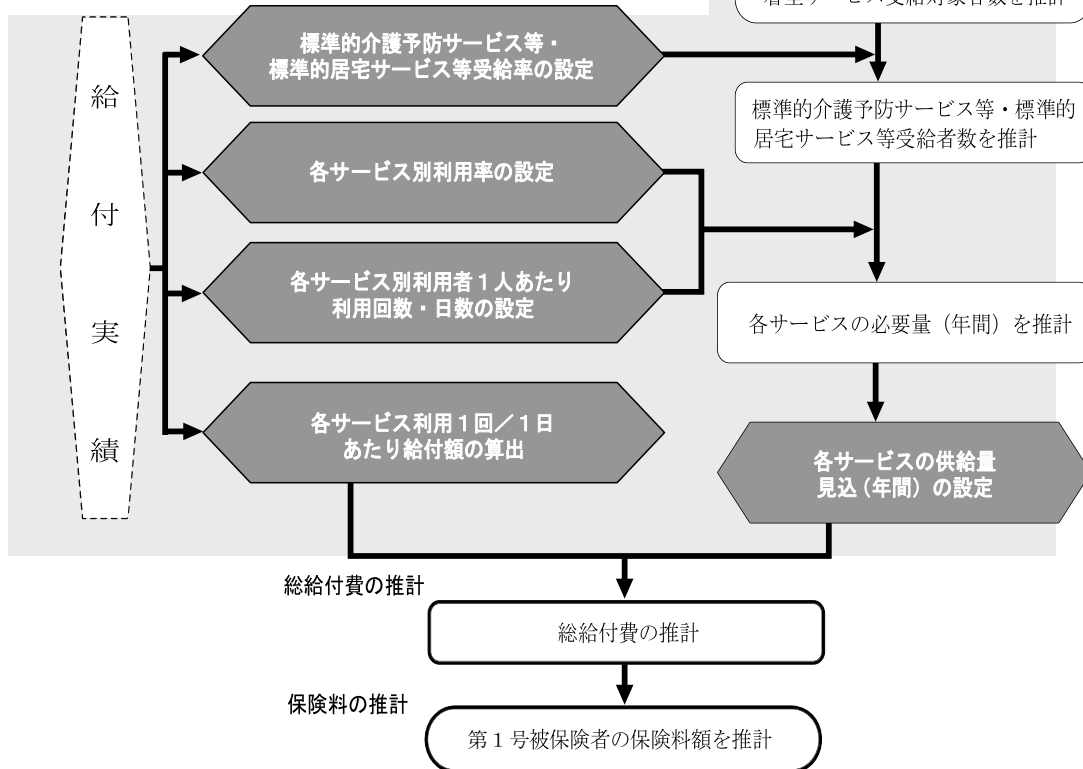
ア 被保険者及び要支援・要介護認定者数の推計



イ 施設サービス・居住系サービス利用者の推計



ウ 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・居宅サービス・地域密着型サービスの推計 (居住系サービス等を除く)



② 区の人口及び第1号被保険者の推計

【図表】6-3 文京区の人口推計

単位:人

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	26年度
人 口	0-39歳	88,986	88,820	88,655	88,486	88,321	83,818
	40-64歳	60,756	61,456	62,157	62,860	63,561	69,655
	65-74歳 (前期高齢者)	18,089	18,233	18,378	18,522	18,667	20,667
	75歳以上 (後期高齢者)	16,469	16,829	17,194	17,552	17,917	19,329
	総人口	184,300	185,338	186,384	187,420	188,466	193,469
	高齢化率	18.75 %	18.92 %	19.09 %	19.25 %	19.41 %	20.67 %
	後期高齢化率	8.94 %	9.08 %	9.23 %	9.37 %	9.51 %	9.99 %
第1号被保険者	住民基本台帳人口 (65歳以上)	34,296	34,795	35,299	35,797	36,301	39,634
	外国人人口 (65歳以上)	262	267	273	277	283	362
	住所地特例者	194	182	170	160	150	102
	第1号被保険者	34,752	35,244	35,742	36,234	36,734	40,098

注) 平成12年1月1日と平成17年1月1日の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

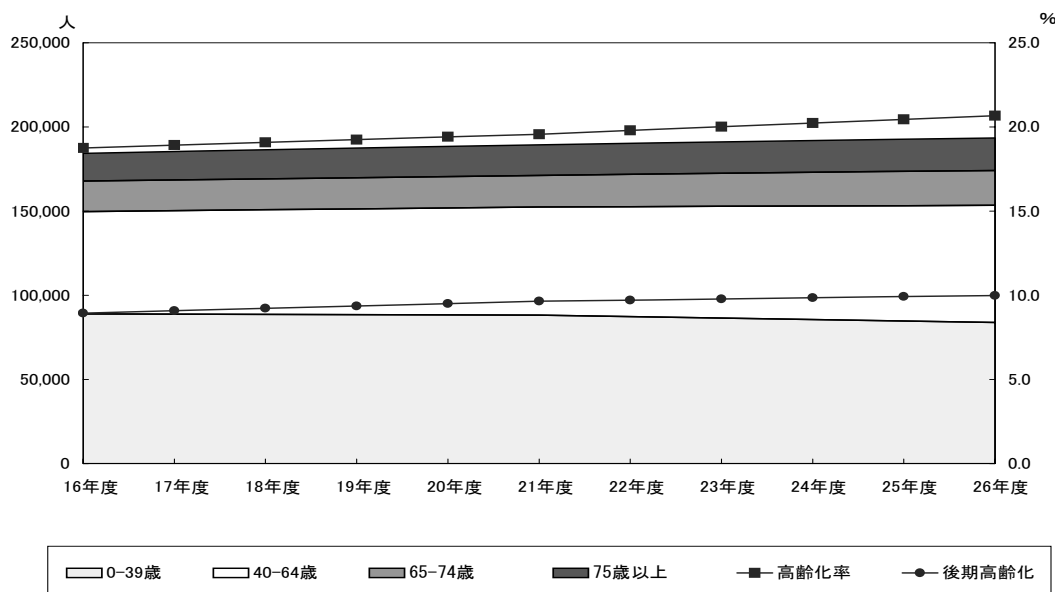
注) 平成12年1月1日と平成17年1月1日の外国人登録人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

注) 人口=住民基本台帳人口+外国人登録人口

注) 住所地特例者については、平成12~16年度の平均伸び率(-6.26%)から見込値を算出しました。

注) 第1号被保険者=住民基本台帳人口+外国人登録人口+住所地特例者(すべて65歳以上)

【図表】6-4 階層別人口及び高齢化率



コーホート変化率法 一定期間に出生した集団(コーホート)に着目し、5歳別や1歳別に、その時間的变化(5年後や1年後の人口変化)を将来も一定であると仮定し、将来の人口を推計する方法です。

③ 要支援・要介護認定者の推計

平成16年度の要支援・要介護発生率（平成17年1月1日の実数）を固定値として、被保険者数（推計）を基に平成17年度～平成20年度、平成26年度を推計しました。

【図表】6 - 5 要支援・要介護認定者の推計

単位:人

			計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
16年度	40-64歳	60,756	172	13	55	37	27	23	17	
	前期高齢者	18,102	829	175	246	125	101	102	80	
	後期高齢者	16,650	5,167	936	1,342	765	704	741	679	
	計	95,508	6,168	1,124	1,643	927	832	866	776	
17年度	40-64歳	61,456	172	13	55	37	27	23	17	
	前期高齢者	18,245	833	175	247	126	102	103	80	
	後期高齢者	16,999	5,303	957	1,376	786	723	762	699	
	計	96,700	6,308	1,145	1,678	949	852	888	796	
		被保険者	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
18年度	40-64歳	62,157	175	13	34	23	38	27	23	17
	前期高齢者	18,390	835	176	148	99	126	102	103	81
	後期高齢者	17,352	5,445	977	845	564	809	746	785	719
	計	97,899	6,455	1,166	1,027	686	973	875	911	817
19年度	40-64歳	62,860	176	13	34	23	38	28	23	17
	前期高齢者	18,531	840	176	149	100	127	103	104	81
	後期高齢者	17,703	5,579	997	865	577	829	764	807	740
	計	99,094	6,595	1,186	1,048	700	994	895	934	838
20年度	40-64歳	63,561	179	13	34	23	39	29	24	17
	前期高齢者	18,676	844	177	150	100	127	104	104	82
	後期高齢者	18,058	5,715	1,017	884	590	849	786	828	761
	計	100,295	6,738	1,207	1,068	713	1,015	919	956	860
26年度	40-64歳	69,655	197	14	38	25	43	31	26	20
	前期高齢者	20,674	920	189	163	108	139	115	115	91
	後期高齢者	19,424	6,353	1,103	977	652	952	878	933	858
	計	109,753	7,470	1,306	1,178	785	1,134	1,024	1,074	969

注)平成18年度以降、従来要介護1であったものが、改正後の要介護認定審査により、要支援2の割合が6割、要介護1の割合が4割に分かれるという想定で要支援者と要介護者の人数を推計しました。この割合については、平成17年末に全国で実施された認定モデル事業の結果を踏まえて、厚生労働省が目安として示したものです。

④ 介護給付費の実績及び見込量

- ・ 給付費については、サービスごとに百円単位を四捨五入しています。
- ・ 小計及び合計額については、1円単位で算出した後に百円単位を四捨五入しています。

ア 介護給付費の推計（要介護者） 【図表】 6-6

(年間)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護						
給付費(千円)	2,205,024	2,262,812	2,168,570	1,844,530	1,760,898	1,763,267
回数(回)	771,126	788,381	755,547	601,377	575,903	576,176
人数(人)	31,556	34,600	33,159	21,216	20,511	20,364
②訪問入浴介護						
給付費(千円)	183,887	174,805	159,441	182,009	172,062	174,504
回数(回)	15,392	14,567	13,287	15,185	14,355	14,559
人数(人)	3,805	3,572	3,258	3,570	3,376	3,423
③訪問看護						
給付費(千円)	287,590	291,110	291,977	289,368	275,623	277,334
回数(回)	37,524	38,356	38,470	38,036	36,253	36,451
人数(人)	8,163	8,185	8,209	7,473	7,138	7,161
④訪問リハビリテーション						
給付費(千円)	8,573	4,746	5,328	5,220	4,959	4,945
回数(回)	1,648	906	1,017	1,040	988	985
人数(人)	386	274	308	280	265	266
⑤居宅療養管理指導						
給付費(千円)	63,188	70,912	72,278	69,196	65,954	66,199
人数(人)	7,728	8,278	8,437	7,922	7,549	7,583
⑥通所介護						
給付費(千円)	686,149	812,634	910,359	655,671	600,481	584,138
回数(回)	83,533	97,089	108,765	70,811	65,149	63,047
人数(人)	11,607	13,212	14,801	8,661	7,995	7,734
⑦通所リハビリテーション						
給付費(千円)	179,443	204,677	195,721	175,565	168,261	167,441
回数(回)	19,554	22,083	21,117	18,982	18,247	18,068
人数(人)	3,276	3,641	3,482	3,010	2,895	2,867
⑧短期入所生活介護						
給付費(千円)	149,309	145,696	170,787	155,834	147,726	149,454
日数(日)	14,969	14,799	17,348	18,821	17,866	18,045
人数(人)	2,077	1,998	2,342	2,324	2,210	2,227
⑨短期入所療養介護						
給付費(千円)	99,316	132,332	120,975	108,329	102,856	103,530
日数(日)	9,301	12,442	11,374	11,594	11,020	11,077
人数(人)	1,094	1,409	1,288	1,243	1,184	1,187
⑩特定施設入居者生活介護						
給付費(千円)	277,630	339,205	461,110	391,458	423,374	428,693
人数(人)	1,515	1,862	2,531	2,052	2,220	2,244
⑪福祉用具貸与						
給付費(千円)	298,544	338,304	338,977	294,858	282,297	282,719
人数(人)	19,660	22,070	22,114	18,117	17,418	17,378
⑫特定福祉用具販売						
給付費(千円)	23,303	25,714	24,636	16,625	15,946	15,950
人数(人)	846	913	875	611	588	587
(2) 地域密着型サービス						
①夜間対応型訪問介護						
給付費(千円)				6,377	14,014	22,910
人数(人)				96	192	288
②認知症対応型通所介護						
給付費(千円)				103,116	104,423	103,769
回数(回)				9,468	9,588	9,528
人数(人)				1,140	1,152	1,140
③小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円)				44,372	111,564	157,204
人数(人)				210	528	744
④認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円)	108,191	217,260	341,759	336,005	367,923	394,431
人数(人)	466	943	1,483	1,392	1,524	1,632
(3) 住宅改修						
給付費(千円)	80,798	70,844	71,367	34,683	33,650	33,456
人数(人)	780	661	666	391	379	376
(4) 居宅介護支援						
給付費(千円)	385,208	416,834	434,661	338,291	333,194	330,938
人数(人)	42,963	45,741	47,697	29,231	28,337	28,171
(5) 介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設						
給付費(千円)	1,843,874	1,916,297	1,981,036	1,815,683	1,843,922	1,874,098
人数(人)	6,202	6,495	7,092	7,272	7,392	7,500
②介護老人保健施設						
給付費(千円)	734,070	789,770	677,571	620,061	627,840	634,787
人数(人)	2,651	2,898	2,556	2,628	2,664	2,688
③介護療養型医療施設						
給付費(千円)	981,941	923,542	746,684	747,747	760,429	774,026
人数(人)	2,484	2,364	2,004	2,052	2,088	2,124
介護給付費計(小計)→(I)	8,596,039	9,137,494	9,173,239	8,234,998	8,217,396	8,343,796

イ 予防給付の推計（要支援者） 【図表】6 - 7

(年間)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護						
給付費(千円)				467,585	489,524	484,054
回数(回)						
人数(人)				15,121	15,831	15,649
介護予防訪問入浴介護						
給付費(千円)				1,915	2,005	1,989
回数(回)				233	244	242
人数(人)				54	57	56
介護予防訪問看護						
給付費(千円)				35,222	36,873	36,475
回数(回)				5,184	5,427	5,368
人数(人)				1,357	1,421	1,406
介護予防訪問リハビリテーション						
給付費(千円)				194	204	204
回数(回)				39	41	41
人数(人)				6	6	6
介護予防居宅療養管理指導						
給付費(千円)				8,607	9,007	8,920
人数(人)				1,077	1,127	1,116
介護予防通所介護						
給付費(千円)				175,767	184,204	182,106
回数(回)						
人数(人)				4,655	4,879	4,823
介護予防通所リハビリテーション						
給付費(千円)				29,936	31,344	31,000
回数(回)				4,168	4,364	4,316
人数(人)				739	774	765
介護予防短期入所生活介護						
給付費(千円)				6,083	6,365	6,300
日数(日)				1,232	1,289	1,276
人数(人)				206	216	213
介護予防短期入所療養介護						
給付費(千円)				5,190	5,428	5,365
日数(日)				831	869	859
人数(人)				109	114	113
介護予防特定施設入居者生活介護						
給付費(千円)				41,529	49,324	47,712
人数(人)				372	444	432
介護予防福祉用具貸与						
給付費(千円)				69,033	72,268	71,480
人数(人)				5,760	6,030	5,964
特定介護予防福祉用具販売						
給付費(千円)				4,316	4,518	4,468
人数(人)				233	244	241
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護						
給付費(千円)				7,952	8,051	8,051
回数(回)				960	972	972
人数(人)				120	120	120
介護予防小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円)				2,083	4,998	6,665
人数(人)				30	72	96
介護予防認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円)				1,424	2,847	4,271
人数(人)				12	24	36
(3) 介護予防住宅改修						
給付費(千円)				27,889	29,192	28,855
人数(人)				289	303	299
(4) 介護予防支援						
給付費(千円)				85,574	89,574	88,549
人数(人)				20,039	20,976	20,736
予防給付費計(小計) ()				970,300	1,025,727	1,016,464

ウ 介護給付費(合計) 【図表】6-8

(年間)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(1) 居宅サービス及び介護予防サービス						
訪問介護及び介護予防訪問介護						
給付費(千円)	2,205,024	2,262,812	2,168,570	2,312,115	2,250,422	2,247,321
回数(回)	771,126	788,381	755,547			
人数(人)	31,556	34,600	33,159	36,337	36,342	36,013
訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護						
給付費(千円)	183,887	174,805	159,441	183,924	174,068	176,493
回数(回)	15,392	14,567	13,287	15,418	14,599	14,801
人数(人)	3,805	3,572	3,258	3,624	3,433	3,479
訪問看護及び介護予防訪問看護						
給付費(千円)	287,590	291,110	291,977	324,591	312,496	313,810
回数(回)	37,524	38,356	38,470	43,220	41,680	41,819
人数(人)	8,163	8,185	8,209	8,830	8,559	8,567
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション						
給付費(千円)	8,573	4,746	5,328	5,414	5,163	5,149
回数(回)	1,648	906	1,017	1,079	1,029	1,026
人数(人)	386	274	308	286	271	272
居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導						
給付費(千円)	63,188	70,912	72,278	77,804	74,962	75,118
人数(人)	7,728	8,278	8,437	8,999	8,676	8,699
通所介護及び介護予防通所介護						
給付費(千円)	686,149	812,634	910,359	831,438	784,685	766,244
回数(回)	83,533	97,089	108,765			
人数(人)	11,607	13,212	14,801	13,316	12,874	12,557
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション						
給付費(千円)	179,443	204,677	195,721	205,502	199,604	198,442
回数(回)	19,554	22,083	21,117	23,150	22,611	22,384
人数(人)	3,276	3,641	3,482	3,749	3,669	3,632
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護						
給付費(千円)	149,309	145,696	170,787	161,918	154,091	155,755
日数(日)	14,969	14,799	17,348	20,053	19,155	19,321
人数(人)	2,077	1,998	2,342	2,530	2,426	2,440
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護						
給付費(千円)	99,316	132,332	120,975	113,519	108,284	108,895
日数(日)	9,301	12,442	11,374	12,425	11,889	11,936
人数(人)	1,094	1,409	1,288	1,352	1,298	1,300
特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護						
給付費(千円)	277,630	339,205	461,110	432,987	472,698	476,405
人数(人)	1,515	1,862	2,531	2,424	2,664	2,676
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与						
給付費(千円)	298,544	338,304	338,977	363,891	354,565	354,199
人数(人)	19,660	22,070	22,114	23,877	23,448	23,342
特定福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売						
給付費(千円)	23,303	25,714	24,636	20,942	20,464	20,419
人数(人)	846	913	875	844	832	828
(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス						
夜間対応型訪問介護						
給付費(千円)				6,377	14,014	22,910
人数(人)				96	192	288
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護						
給付費(千円)				111,068	112,474	111,821
回数(回)				10,428	10,560	10,500
人数(人)				1,260	1,272	1,260
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円)				46,455	116,563	163,869
人数(人)				240	600	840
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円)	108,191	217,260	341,759	337,429	370,770	398,702
人数(人)	466	943	1,483	1,404	1,548	1,668
(3) 住宅改修及び介護予防住宅改修						
給付費(千円)	80,798	70,844	71,367	62,571	62,842	62,311
人数(人)	780	661	666	680	682	675
(4) 居宅介護支援及び介護予防支援						
給付費(千円)	385,208	416,834	434,661	423,865	422,768	419,487
人数(人)	42,963	45,741	47,697	49,270	49,313	48,907
(5) 介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設						
給付費(千円)	1,843,874	1,916,297	1,981,036	1,815,683	1,843,922	1,874,098
人数(人)	6,202	6,495	7,092	7,272	7,392	7,500
介護老人保健施設						
給付費(千円)	734,070	789,770	677,571	620,061	627,840	634,787
人数(人)	2,651	2,898	2,556	2,628	2,664	2,688
介護療養型医療施設						
給付費(千円)	981,941	923,542	746,684	747,747	760,429	774,026
人数(人)	2,484	2,364	2,004	2,052	2,088	2,124
給付費計(合計) ()=()+()	8,596,039	9,137,494	9,173,239	9,205,298	9,243,123	9,360,260
特定入所者介護サービス費						
給付費(千円)			116,343	356,446	359,029	363,597
人数(人)			4,235	10,416	10,488	10,608
審査支払手数料 ()						
給付費(千円)	17,651	15,487	15,927	16,595	16,823	16,740
人数(人)	55,716	60,689	63,240	64,704	65,592	65,268
高額介護サービス費 ()						
給付費(千円)	61,445	71,672	63,714	140,254	132,182	131,800
件数(件)	8,821	10,972	11,433	11,698	11,858	11,800
合計 ()=()+()+()	8,675,135	9,224,652	9,369,224	9,718,593	9,751,157	9,872,397

⑤ 区分支給限度額基準額の引上げと市町村特別給付

- 区分支給限度額基準額の引上げとは
居宅サービスは、それぞれ要介護度に応じて介護保険からの支給限度基準額が定められています。この限度額は、国で定めるものですが、区が条例でその額を超える基準額（上乘せ給付）を定めることもできます。
- 市町村特別給付とは
要支援・要介護の認定を受けた人を対象に法定サービス以外の種類のサービスを区が条例により、保険給付サービスとして加えることができます。
- これらについて、文京区としては、今期の事業計画期間では、支給限度基準額の引上げを実施しないこととしました。その理由は次の考え方によるものです。
 - ・ 上乘せ給付及び市町村特別給付を行う場合、その財源がすべて文京区の第1号被保険者の保険料で賄うこととされており、実施により第1号被保険者の保険料が高騰します。
 - ・ 支給限度基準額に対する平均利用割合が50%に満たない状態です。
 - ・ 高齢者実態調査における在宅サービスの満足度は、要介護度にかかわらず「だいたい満足している」が6割以上となっており、「大変満足している」と合わせると概ね8割となり満足度は高いと推定されます。
 - ・ また、同調査によると在宅サービスを利用しない理由では、要介護度にかかわらず「希望するサービスがないから」が、1割以下と低く、概ね法定サービスで満たしていると推測されます。

2 第1号被保険者保険料

(1) 保険料の算定方法

- 第1号被保険者の保険料は国の定めた計算方法にしたがって、保険者である区が定めます。
なお、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者がそれぞれの考え方に基づいて定めています。
- 第1号被保険者の保険料を設定するには、まず、基準となる保険料（基準保険料）を算出します。

- ・ 基準保険料を算出するには、はじめに、平成18年度から平成20年度までの3年間の介護保険のサービス利用にかかる費用の見込額など歳出の合計額を算出します。

< 歳出合計 >

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{給付費見込額}} + \boxed{\text{地域支援事業費見込額}} + \\ & \boxed{\text{財政安定化基金拠出金}} + \\ & \boxed{\text{財政安定化基金償還金}} + \boxed{\text{保険料減額見込額}} \end{aligned}$$

- ・ 次に、給付費見込額等から国の負担金など保険料以外の歳入の合計額を算出します。

< 歳入合計 >

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{国負担金}} + \boxed{\text{調整交付金}} + \boxed{\text{都負担金}} + \\ & \boxed{\text{支払基金交付金}} + \boxed{\text{区負担金}} \end{aligned}$$

- ・ そして、歳出合計額から歳入合計額を差し引いて残った分（保険料収納見込額）を保険料収納率や所得による負担割合を勘案しながら、第1号被保険者の人数で割り返して基準保険料を算出します。

< 基準保険料 >

$$(\text{< 歳出合計 >} - \text{< 歳入合計 >}) \div$$

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \\ & \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \\ & \div 12 \text{月} \end{aligned}$$

- この基準保険料を基に所得状況に応じた段階ごとの保険料を定めます。
- 第1号被保険者の保険料は、このように利用するサービスにかかる費用を基に算出する仕組みとされているため、サービス利用にかかる費用が増えたと、これを賄う保険料の額は上がることになります。

(2) 保険料段階の設定

保険料の段階設定については、所得状況に応じて適切に定めることとされています。今回の法改正においては、新たに新第2所得段階を設けることが定められるとともに、課税層（現行の第4、5、6段階）については、4区分以上の多段階化が可能になりました。また、税制改正による保険料激変についても緩和措置を行うこととされました。

このような状況の中、文京区では、保険料を負担していただく第1号被保険者等の理解が十分得られるよう次のような考え方にに基づき、保険料段階を設定します。

① 新第2所得段階の設定

より所得の低い人の負担を軽減するため、今回の法改正により、現行の第2所得段階のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以

下の人については、第1所得段階と同率とします。

② 多段階化についての検討

今回の法改正では、被保険者本人が住民税を課税されている層について、保険者（区）が、被保険者の負担能力に応じてきめ細かな所得段階や保険料率を設定することができることになりました。

これに対して文京区としては、現行の第5所得段階（合計所得金額250万円以上1,000万円未満）の範囲が広く、負担能力に格差が生じていることから、この段階は、合計所得金額500万円をもって2つの段階（新第6所得段階、新第7所得段階）にします。

また、税制改正の影響を含め、負担能力に応じた負担とするため、基準額に対する比率の設定については、新第5所得段階を1.2、新第6所得段階を1.5、新第7所得段階を1.7、新第8所得段階を1.9とします。

③ 税制改正への対応

税制改正による65歳以上の人の125万円の非課税枠廃止及び公的年金等控除額の引下げ（140万円→120万円）に伴い、介護保険料も非課税段階から課税段階等へ変わることが予想されます。このため、文京区では本来の保険料段階よりも負担割合を低くした保険料段階を設け、激変を緩和します。

税制面での激変緩和措置が2年間の経過措置となっていることから、介護保険料の緩和措置も平成18年度及び平成19年度の2年間とします。

（3）基準保険料と段階別介護保険料

① 平成18年度～平成20年度の基準保険料

こうした段階設定を設けた上で、今後の介護給付費の見込等を算定し、所定の計算を行った結果、平成18年度～平成20年度の基準保険料は下記のとおりとなります。

【図表】6 - 9 各期の基準保険料

第3期基準保険料	18～20年度	月額 4,632円
----------	---------	-----------

第2期基準保険料	15～17年度	月額 3,317円
----------	---------	-----------

第1期基準保険料	12～14年度	月額 2,983円
----------	---------	-----------

【図表】6 - 10 第2期及び第3期の介護給付費の計画見込額等の比較

第2期介護保険事業期間				
	15年度	16年度	17年度	計
計画見込	80.5億円	83.3億円	84.2億円	248.0億円
実績	86.8億円	92.2億円	93.7億円	272.7億円
計画見込と実績の差額				24.7億円
計画見込と計画見込の差額				45.4億円
第3期介護保険事業期間				
	18年度	19年度	20年度	計
計画見込	97.2億円	97.5億円	98.7億円	293.4億円

介護給付費は、第2期（平成15年度から平成17年度）の計画見込が248億円であったのに対し、平成17年度の実績見込の93.7億円を含む実績額が272.7億円となり、24.7億円の差額が生じました。その約18%を占める第1号被保険者保険料の不足を財政安定化基金から借入し、第3期（平成18年度から平成20年度）に償還しなければならない状態となっています。

また、第2期と第3期の介護給付費の計画見込額を比べると45.4億円の増となっており、これもまた、その約19%を占める第1号被保険者保険料に反映されることになります。

加えて、第2期には、介護給付費準備基金から3.4億円を繰り入れて保険料の高騰を抑えられましたが、今回、基金残高がなくなったため、投入することができなくなっています。

② 平成18年度～平成20年度の段階別介護保険料 【図表】6-11

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料:円 (月額保険料)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の者	0.5	27,800 (2,300)
第2段階	課税年金収入額+合計所得金額≤80万円/年を満たす者	0.5	27,800 (2,300)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の者	0.75	41,700 (3,400)
第4段階のうち、税制改正により第1段階からの激変緩和措置対象者		0.66	36,700(3,000)
		0.83	46,200(3,800)
第4段階のうち、税制改正により第2段階からの激変緩和措置対象者		0.66	36,700(3,000)
		0.83	46,200(3,800)
第4段階のうち、税制改正により第3段階からの激変緩和措置対象者		0.83	46,200(3,800)
		0.91	50,600(4,200)
第4段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる者	1	55,600 (4,600)
第5段階のうち、税制改正により第1段階からの激変緩和措置対象者		0.75	41,700(3,400)
		1	55,600(4,600)
第5段階のうち、税制改正により第2段階からの激変緩和措置対象者		0.75	41,700(3,400)
		1	55,600(4,600)
第5段階のうち、税制改正により第3段階からの激変緩和措置対象者		0.91	50,600(4,200)
		1.08	60,100(5,000)
第5段階のうち、税制改正により第4段階からの激変緩和措置対象者		1.08	60,100(5,000)
		1.16	64,500(5,300)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の者	1.2	66,800 (5,500)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上500万円未満の者	1.5	83,400 (6,900)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者	1.7	94,500 (7,800)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者	1.9	105,700 (8,800)

注) 激変緩和措置対象者については、上段が平成18年度、下段が平成19年度の比率・金額となり、平成20年度に本来の比率・金額となります。

条例上の年額保険料は、100円未満の端数が生じないように切上げをします。月額保険料は年額保険料を12月で除し、100円未満を切捨て目安として表示しています。

【図表】6-12 保険料段階別の移行

1 段階別被保険者数(18~20年度)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	合計
合計所得金額	国基準				250万円未満	250~500万円未満	500~1,000万円未満	1,000万円以上	
18年度	751	5,647	3,074	7,935	10,365	4,075	2,073	1,823	35,742
19年度	761	5,725	3,116	8,044	10,508	4,131	2,102	1,848	36,234
20年度	771	5,804	3,159	8,155	10,653	4,188	2,131	1,873	36,734
合計	2,283	17,176	9,349	24,134	31,526	12,393	6,305	5,544	108,710

注) この数値は、17年度確定賦課時点における所得段階別の割合を各年度の予定被保険者数に乗じて算出したものであり、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

2 補正第1号被保険者数(18~20年度)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	合計
被保険者数 A	2,283	17,176	9,349	24,134	31,526	12,393	6,305	5,544	108,710
比率 B	0.5	0.5	0.75	1	1.2	1.5	1.7	1.9	
補正被保険者数 (A*B)	1,142	8,588	7,012	24,134	37,831	18,590	10,719	10,534	118,548

3 月額基準額

保険料	6,343,666,452
収納率	0.9782
補正被保険者数	116,661
月額基準額	4,632

* 平成18年度及び平成19年度の激変緩和措置対象者の影響により補正被保険者数は減となります。

4 各期における段階設定と保険料比較等

【第1期】

	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階
基準額との比率	0.5	0.75	1	1.25	1.5
月額保険料	1,400	2,200	2,900	3,700	4,400
年間保険料	17,900	26,900	35,800	44,800	53,700

【第2期】

	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	計
被保険者数	726	11,672	8,914	6,303	5,689	1,766	35,070
構成比	2.1%	33.3%	25.4%	18.0%	16.2%	5.0%	100.0%
基準額との比率	0.25	0.65	1	1.25	1.5	1.75	
月額保険料	825	2,158	3,317	4,141	4,975	5,800	
年間保険料	9,900	25,900	39,800	49,700	59,700	69,600	

【今期】

	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	計
段階別被保険者数 (18~20年度)	2,283	17,176	9,349	24,134	31,526	12,393	6,305	5,544	108,710
構成比	2.1%	15.8%	8.6%	22.2%	29.0%	11.4%	5.8%	5.1%	100.0%
基準額との比率	0.5	0.5	0.75	1	1.2	1.5	1.7	1.9	
補正被保険者数	1,142	8,588	7,012	24,134	37,831	18,590	10,719	10,534	118,548
月額保険料	2,316	2,316	3,474	4,632	5,559	6,949	7,875	8,802	
増加額	1,491	158	1,316	1,315	1,418	1,974	2,900	3,002	
年間保険料	27,794	27,794	41,692	55,589	66,707	83,383	94,501	105,619	
増加額	17,894	1,894	15,792	15,789	17,007	23,683	34,801	36,019	
増加率	180.8%	7.3%	61.0%	39.7%	34.2%	39.7%	58.3%	51.8%	

3 負担軽減対策

(1) 保険料の軽減措置

- 前項の2(3)①新第2所得段階の設定でも述べたとおり、法改正により現行の第2所得段階のうち、より所得の少ない人については、負担を軽減するため第1所得段階と同率にします。
- また、文京区が第2期介護保険事業運営期間に実施していた個別減額制度(第2所得段階のうち所得要件に該当する人については第1所得段階と同率とする。)については、対象を第3所得段階とし、このうち、該当要件に該当する人を第2所得段階と同率の保険料とすることで、制度を存続します。

・個別減免制度該当要件

次の1から6までの要件をすべて満たした人

【図表】6 - 1 3 個別減免制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	年間収入	120万円 以下	170万円 以下	220万円 以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	60万円 以下	85万円 以下	110万円 以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに25万円を加えた額
4	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
5	住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと				
6	原則として保険料を滞納していないこと				

注) 預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債権等も含まれます。

(2) 利用料等の軽減措置

① 利用者負担段階の設定

平成17年10月の介護保険制度改正において、所得の低い人の利用者負担を軽減するため、利用者負担段階が設定されました。

【図表】6-14 利用者負担段階

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間を通じて80万円以下の者
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の者
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる者 ・住民税本人課税者

② 特定入所者介護サービス費の給付

平成17年10月の介護保険制度改正において、負担の公平性という観点から、介護保険施設等における居住費・食費については保険給付の対象外となりました。

それに伴い、居住費・食費の負担が低所の低い人にとって過重な負担とならないよう特定入所者介護サービス費が創設されました。所得に応じた低額の負担限度額を設け基準費用額との差額を保険給付費から施設等に直接支払うことにより、所得の低い人の負担の軽減が図られます。

【図表】6-15 利用者負担限度額 (円)

利用者負担段階	居 住 費 (日 額)				食 費 (日額)
	多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
基準費用額	320	Ⓐ1,150 Ⓑ1,640	1,640	1,970	1,380
第1段階	0	Ⓐ 320 Ⓑ 490	490	820	300
第2段階	320	Ⓐ 420 Ⓑ 490	490	820	390
第3段階	320	Ⓐ 820 Ⓑ1,310	1,310	1,640	650

注) Ⓐは特別養護老人ホーム、短期入所生活介護 Ⓑは老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護

*** 税制改正に伴う激変緩和措置について**

平成17年度の税制改正により、平成18年度から利用者負担段階が2段階以上上昇する人については、激変緩和措置により平成18年度及び平成19年度の2年間に限り利用者負担段階の上昇を1段階に止めることとします。

- 税制改正前の利用者負担段階が第2段階の人で税制改正により第4段階になる人 ⇒ 第3段階の額を適用
- 税制改正前の利用者負担段階が第1段階の人で税制改正により第4段階になる人 ⇒ 第2段階の額を適用

③ 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりませんが、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活される配偶者等が生計困難に陥らないよう特定入所者介護サービス費を支給する制度です。

・ 住民税課税層の特例減額措置該当要件

次の要件のすべてを満たす人

【図表】6 - 16 特例減額措置該当要件

1	世帯の構成員が2名以上であること
2	介護保険施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと
3	世帯の年間収入から施設の利用者負担（1割負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下となること
4	世帯の現金、預貯金等（有価証券、債権等も含む）の額が、450万円以下であること
5	世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
6	介護保険料を滞納していないこと

・ 特例減額措置の内容

上記3の要件に該当しなくなるまで食費若しくは居住費又はその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する取扱いとします。

④ 生計困難者の利用料軽減

次の要件に該当する人は、利用者負担額及び食費と居住(滞在)費の負担額の1/4（利用者負担第1段階の人は1/2）が減額されます。平成17年10月の介護保険制度改正により、対象者の要件が緩和され、利用者負担第3段階のうち所得の低い層の人についても減額の対象となるよう制度が拡充されました。

○ 生計困難者の利用料軽減制度該当要件

次の1から6までの要件をすべて満たし、生計困難者として区が認めた人

【図表】6 - 17 利用料軽減制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	年間収入	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	350万円 以下	450万円 以下	550万円 以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
3	住民税が世帯非課税であること				
4	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと				
5	負担能力のある親族等に扶養されていないこと				
6	介護保険料を滞納していないこと				

注) 預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債権等も含まれます。

上記1から6までのすべてに該当していても次のような人は適用除外となります。

1	訪問介護利用者負担額減額認定証（障害者）の所持者 ただし、訪問介護以外のサービスについては減額の対象となります
2	旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている人
3	生活保護受給者

○ 対象サービス

減額の対象となるサービスには次のようなものがありますが、サービスを提供する事業所によって減額の対象とならない場合があります。

【図表】 6 - 1 8 利用料軽減制度対象サービス

	介護給付	予防給付
1	訪問介護	介護予防訪問介護
2	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護	介護予防訪問看護
4	訪問リハビリテーション	介護予防 訪問リハビリテーション
5	通所介護	介護予防通所介護
6	通所リハビリテーション	介護予防 通所リハビリテーション
7	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
8	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
9	認知症対応型通所介護	介護予防 認知症対応型通所介護
10	夜間対応型訪問介護	
11	介護老人福祉施設（特別養 護老人ホーム）	
12	地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	

○ 税制改正に伴う激変緩和措置について

平成17年度の税制改正によって利用者負担段階が第3段階から第4段階になる人については、激変緩和措置として本利用者負担軽減制度の対象者とするにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとします。本激変緩和の実施期間は平成18年7月1日から平成20年6月30日までです。

・ 激変緩和措置の該当要件

税制改正により利用者負担段階が1段階上昇する人であって、次の1から5の要件をすべて満たす人のうち、区が生計困難者として認めた人

【図表】6 - 19 激変緩和措置の該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	年間収入	190万円以下	240万円以下	290万円以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	350万円以下	450万円以下	550万円以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと				
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと				
5	介護保険料を滞納していないこと				

・ 対象となる費用及び減額割合

サービス費にかかる利用者負担額及び食費と居住(滞在)費にかかる利用者負担額の1/8が減額されます。

⑤ 障害者の訪問介護利用者負担軽減

生計中心者が所得税非課税で、障害者施設によるホームヘルプサービスを利用していた人等については、訪問介護の利用者負担が軽減されます。

⑥ 高額介護サービス費の改定

月々の介護サービスの利用者負担の合計額が次の上限額を超えた場合には、その超える額が高額介護サービス費として支給されます。

平成17年10月の介護保険制度改正により、利用者負担第2段階の人の負担上限額は24,600円から15,000円に引き下げられました。また、被保険者の申請手続の負担を軽減するため、支給申請は初回のみ必要でその後は省略できるようになりました。

【図表】6 - 20 利用者負担上減額

利用者負担段階	負担上限額
第1段階	個人 15,000円
第2段階	個人 15,000円
第3段階	世帯 24,600円
第4段階	世帯 37,200円

○ 税制改正に伴う激変緩和措置について

平成17年度の税制改正により、平成18年度から利用者負担段階が2段階以上上昇する人については、激変緩和措置が実施され、次の負担上限額を超えた場合に高額介護サービス費が支給されます。本激変緩和措置の実施期間は、平成18年7月1日から平成20年6月30日の間において受けるサービスとなります。

- ・ 税制改正前の利用者負担段階が第2段階の人で税制改正により第4段階になる人 ⇒ 負担上限額 個人 24,600円
- ・ 税制改正前の利用者負担段階が第1段階の人で税制改正により第4段階になる人 ⇒ 負担上限額 個人 15,000円